

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

インドネシア共和国  
公報

2019年1570号

法務・人権省 特許の強制実施権授与、手続、撤回

特許の強制実施権授与手続に関する  
インドネシア共和国  
法務・人権大臣規則 2019年30号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において  
インドネシア共和国法務・人権大臣は、

- a. 特許の強制実施権の実施のため、所有する特許の実施のため特許権者の権利を考慮する必要があること；
- b. 特許の強制実施権の実施のため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の第31条および31条の2で定められた、所有する特許の実施のため特許権者の権利を考慮する必要があること；
- c. a項、b項で定められた考慮に基づき、特許の強制実施権授与手続に関する法務・人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

1. 世界貿易機関を設立する協定の批准に関する法律1994年7号（インドネシア共和国官報2016年57号、官報補遺3564号）；  
[※訳注：インドネシア共和国官報1994年57号が正しいと思われるが、原文ママ]
2. 特許に関する法律2016年13号（インドネシア共和国官報2016年176号、官報補遺5922号）；
3. 法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と率に関する政令2019年28号（インドネシア共和国官報2019年71号、官報補遺6335号）
4. 法務・人権省に関する大統領令2015年44号（インドネシア共和国官報2015年84号）；

5. 既に数度の改正が行われ、最後の改正が法務・人権省の組織と業務手続に関する法務・人権大臣規則 2015 年 29 号の三度目の改正に関する法務・人権大臣規則 2018 年 24 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1135 号）で行われた、法務・人権省の組織と業務手続に関する法務・人権大臣規則 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）；

を考慮し、

特許の強制実施権授与手続に関する法務・人権大臣規則を定めることを決める。

## 第 I 章

### 総則

#### 第 1 条

本大臣規則では用語を以下のように定義する：

1. 特許とは、技術分野の発明成果に対して、国が発明者に与える一定期間、その発明を自ら実施するか、他者に実施する承認を与える独占権である。
2. 申請者とは、特許の強制実施権の申請を提出した者である。
3. 特許権者とは、特許一般登録簿に登録された特許所有者である発明者、特許所有者からその特許に対する権利を譲渡された者、その特許に対する権利のさらなる譲渡を受けた者である。
4. 特許の実施とは、インドネシアにおける特許権者による製品の製造または製法の利用である。
5. 以降、強制実施権と称する特許の強制実施権とは、申請に対して、大臣の決定により与えられる特許実施のための実施権である。
6. 強制実施権者とは、大臣の決定により、法律で定められた特定の期間と条件で、特許を実施する権利を有する者である。
7. 報酬とは、強制実施権者から特許権者が受け取る補償である。
8. 代理人とは、インドネシア共和国の領域に居住する、または本籍を有する知的財産コンサルタントである。
9. 人とは、個人または法人である。
10. 日とは、労働日である。
11. 大臣とは、法務分野の政務を担当する大臣である。
12. 総局長とは、知的財産総局長である。

#### 第 2 条

本大臣規則の範囲には以下を含む：

- a. 特許の強制実施権の授与手続；および
- b. 特許権者による特許の実施

## 第 II 章

### 特許の強制実施権授与手続

#### 第 3 条

強制実施権の対象には以下を含む：

- a. 特許；および
- b. 小特許

#### 第 4 条

強制実施権の授与は、利益の原則に基づいて行われる。

#### 第 5 条

(1) 第 4 条で定められた強制実施権の授与は、以下の規定で行われる：

- a. 強制実施権授与の範囲は、強制実施権授与の目的に応じて制限される；および
- b. 強制実施権授与の期間は、強制実施権授与の目的に応じて制限される。

(2) (1) 項で定められた強制実施権の授与のうち半導体技術に関するものは、かかる半導体技術が以下のために必要とされる場合に限られる：

- a. 非商業的な公共の利益のため；あるいは
- b. 法または行政により不健全な事業競争であると宣言された実情の処理のため

#### 第 6 条

第 4 条で定められた強制実施権の授与は、会社の部署に関する場合、またはかかる強制実施権を活用する善意によるものの場合を除いて、譲渡することができない。

#### 第 7 条

第 4 条で定められた強制実施権の授与は、特に国内市場の需要を満たすためである。

#### 第 8 条

大臣は以下の理由がある場合に、申請に対して強制実施権を与えることができる：

- a. 特許権者が、特許が与えられてから 36 か月の期間内にインドネシアで製品を製造する、または製法を用いる義務を果たさない；
- b. 特許権者または実施権者が、社会の利益を損なう形および方法で特許を実施した；あるいは
- c. 過去に与えられた特許の発展である特許が、依然保護されている他者の特許を用いることなく実施することができない。

## 第 9 条

第 8 条で定められた強制実施権の授与は、特許権者が法令の規定に従って特許権者の権利を行使することを妨げない。

## 第 10 条

- (1) 第 8 条 a で定められた理由による強制実施権の授与の場合、大臣は総局長を通じて特許権者にインドネシアで製品を製造する、または製法を用いる義務が、既に特許が与えられてから 36 か月の期間を経過したこの通知書を送ることができる。
- (2) (1) 項で定められた通知は、強制実施権が申請された特許に対して行われる。
- (3) (1) 項で定められた通知は、特許権者がインドネシアで製品を製造する、または製法を用いる義務を果たさなかったことは電子的に公開される。

## 第 11 条

- (1) 強制実施権は申請に基づいて与えられる。
- (2) (1) 項で定められた申請は、申請者またはその代理人が総局長を通じて大臣に提出できる。
- (3) (2) 項で定められた強制実施権の申請者は、以下の者からなる。
  - a. 第 8 条 a および b で定められた理由の場合、あらゆる人；
  - b. 第 8 条 c で定められた理由の場合、特許権者；あるいは
  - c. 第 8 条 a、b および c で定められた理由の場合、政府機関

## 第 12 条

- (1) 第 8 条 a で定められた理由による強制実施権の申請は、特許の授与日から 36 か月の期間の経過後に提出できる。
- (2) 第 8 条 b および c で定められた理由による強制実施権の申請は、特許の授与後、随時申請できる。
- (3) 第 8 条 c で定められた理由による強制実施権の申請は、実施する特許が、その既存の特許よりも進んだ新規性の要素を含んでいる場合に与えられる。

## 第 13 条

- (1) 第 8 条 a で定められた強制実施権は、以下の場合に大臣のみが与えることができる：
  - a. 申請者またはその代理人が、その特許を自ら全面的に実施するための能力を有する、および当該の特許を迅速に実施するための設備を有する証拠を提出できる；
  - b. 申請者またはその代理人が、最長 12 か月の期間内に、適切な要件・条件で特許権者から実施権を受ける努力をしたが、成果を得られなかった；および
  - c. 大臣がその特許が適切な経済規模でインドネシアにおいて実施でき、社会に利益をもたらすとの意見である。

(2) (1) 項 a で定められた証拠は、申請者またはその代理人の要請に対して与えられた、関連機関による証書がなければならない。

#### 第 14 条

第 13 条(1) 項 b および第 7 条に記載された規定は、かかる利用が司法または行政の手続を通じて、不正競争であると定められた実情の克服のために許可された場合、行わなくてもよい。

#### 第 15 条

(1) 強制実施権の申請が、第 8 条 b で定められた理由に基づく場合、以下の規定が適用される：

- a. 大臣は、専門家チームの調査に基づき、社会の利益を損なう特許の形態と実施方法の制限を定める；
- b. 申請者またはその代理人は、特許権者または実施権者による特許の実施形態および方法が社会の利益を損なっていることの証拠を提出する；
- c. 特許権者または実施権者は、強制実施権の申請者が提出した証拠に対する説明および反論を提出する権利がある；
- d. 申請者またはその代理人は、最長 12 か月の期間内に、適切な要件・条件で特許権者から実施権を受ける努力をしたが、成果を得られなかったことを要する。

(2) (1) 項 a で定められた専門家チームの調査は、以下の内容を含む：

- a. 数量または特許が与えられた製品が国内需要を満たさない；および/あるいは
- b. 社会で生じる損失の可能性に関する他の面

#### 第 16 条

強制実施権の申請が、第 8 条 c で定められた理由に基づく場合、かかる強制実施権が他の特許（「第一の特許」）を侵害することなしに、実施することができない特許（「第二の特許」）を実施するために許可された場合、以下の規定が適用される：

- a. 第二の特許で請求されている発明は、第一の特許で請求されている発明との関連において、経済的意義に関して重要な技術的補完を有していなければならない；
- b. 特許権者は、適切な条件により相手の特許を利用するため、クロスライセンスをする権利がある；
- c. 第一の特許の強制実施権は、第二の特許と合同で譲渡する場合を除いて、譲渡することはできない；および
- d. 申請者またはその代理人が、最長 12 か月の期間内に、適切な要件・条件で特許権者から実施権を受ける努力をしたが、成果を得られなかったことを要する。

#### 第 17 条

- (1) 強制実施権の申請は、インドネシア共和国法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (2) 申請者またはその代理人が、インドネシア共和国の領域外に居住する、または本籍を有する場合、委任状により代理人を通じて強制実施権の申請を提出できる。

## 第 18 条

- (1) 強制実施権の申請は電子的に、または非電子的に行うことができる。
- (2) (1) 項で定められた強制実施権の申請は、書式に記入する方法で、インドネシア語で書面により提出する。
- (3) (2) 項で定められた書式は、少なくとも以下を記載する：
- a. 強制実施権申請の年月日；
  - b. 申請者の氏名と完全な住所；
  - c. 代理人を通じて強制実施権の申請を提出する場合、代理人の氏名と完全な住所；
  - d. 申請者またはその代理人の電子メールアドレス；
  - e. 強制実施権を申請する特許の番号；
  - f. 強制実施権を申請する発明の名称；
  - g. 特許権者の氏名と完全な住所；
  - h. 特許保護されている請求の数；
  - i. 強制実施権申請の理由；および
  - j. 強制実施権の範囲が強制実施権を申請する特許の全部か一部か。
- (4) 本大臣規則に添付された書式の様式は、本大臣規則の分かつことのできない一部である。

## 第 19 条

- (1) 第 18 条(1) 項で定められた電子的な強制実施権の申請は、知的財産総局の公式ウェブサイトの書式に記入して行う。
- (2) (1) 項で定められた申請の提出において、申請者は以下の書類をアップロードしなければならない：
- a. 強制実施権の申請を個人が提出する場合、有効な身分証または入管書類の複写；
  - b. 強制実施権の申請を認証された企業または法人が提出する場合、企業または法人の設立証書の複写または謄本；
  - c. 申請が代理人を通じて提出される場合、委任状；および
  - d. 強制実施権申請費用の支払証明
- (3) 第 8 条 a で定められた理由による強制実施権の申請の場合、以下を添付しなければならない：
- a. 以下を確認する証拠：
    - 1. 申請者が当該の特許を自ら全面的に実施するための能力を有する；
    - 2. 申請者が当該の特許を迅速に実施するための自らの設備を有する；および

3. 申請者が最長 12 か月の期間内に、適切な要件・条件で特許権者から実施権を受ける努力をしたが、成果を得られなかった。

b. 関連機関からの証書

(4) 第 8 条 b で定められた理由による強制実施権の申請の場合、以下を添付しなければならない：

a. 特許権者または実施権者が、社会の利益を損なう形態および方法で特許を実施した証拠；

b. 申請者が最長 12 か月の期間内に、適切な要件・条件で特許権者から実施権を受ける努力をしたが、成果を得られなかったことの証拠；および

c. 関連機関からの証書

(5) 第 8 条 c で定められた理由による強制実施権の申請の場合、以下を添付しなければならない：

a. 申請者が強制実施権を申請した特許を侵害することなく、実施することができない特許を有することの証拠；

b. 実施する特許が、強制実施権を申請する特許よりも進んだ新規性の要素を含んでいることの証拠；および

c. 申請者が最長 12 か月の期間内に、適切な要件・条件で特許権者から実施権を受ける努力をしたが、成果を得られなかったことの証拠

## 第 20 条

(1) 第 18 条(1)項で定められた非電子的な申請は、大臣に書面で提出する。

(2) 非電子的に強制実施権の申請を提出する場合、申請者は第 19 条(2)項から(5)項で定められた書類を添付しなければならない。

## 第 21 条

(1) 大臣は総局長を通じて申請要件の具備を審査する。

(2) (1)項で定められた審査は、申請の受理日から遅くとも 19（十四）日の期間内に行われる。

*[※訳注：過去の強制実施権に関する大臣規則によれば、原文「19（十四）日」は「14（十四）日」の誤記と思われるが、原文ママ。]*

(3) (1)項で定められた申請の要件に不備がある場合、総局長は書面で申請者またはその代理人に、遅くとも 30 日の期間内に要件を具備するよう通知する。

(4) 申請者またはその代理人が(2)項および(3)項で定められた期間内に要件を具備しない場合、総局長は書面で申請者またはその代理人に強制実施権の申請は撤回されたとみなすと通知する。

(5) (4)項で定められた通知は、要件補正の期間終了の日から遅くとも 30 日で行われる。

(6) 総局長は書面で申請者またはその代理人に、要件審査の結果、不備がないと宣言されたことを通知し、強制実施権申請の提出日を与える。

## 第 22 条

(1) 強制実施権の申請に不備がないと宣言された場合、大臣は以下を行う：

a. 強制実施権申請に関する特許権者またはその代理人に対する書面での通知、および申請の証拠と関係書類を添付した強制実施権申請の複写（訳者補完：の送付）

b. 実体審査

(2) (1) 項 b で定められた実体審査は、大臣が設置した専門家チームが行う。

(3) 総局長が(2) 項で定められた専門家チームの長となる。

(4) (2) 項で定められた専門家チームは、(1) 項で定められた強制実施権申請の提出要件に不備がないと宣言された日から、遅くとも 14 日の期間内に設置される。

(5) (2) 項で定められた専門家チームは少なくとも 7 人で、そのメンバーは政府機関の出身者および/あるいは強制実施権が申請された関連特許分野に利益相反のない専門家である。

(6) (2) 項で定められた専門家チームは、強制実施権申請ごとの暫定的な性質のものである。

### 第 23 条

(1) 専門家チームは、非電子的な申請の場合は第 18 条で定められた、電子的な申請の場合は第 19 条で定められた証拠の正しさに対する審査、および第 22 条(1) 項で定められた要件を満たした強制実施権の申請に対する審査を行う。

(2) 審査は、第 22 条(2) 項で定められた専門家チームの設置日から遅くとも 70 日の期間内に行われる。

(3) (2) 項で定められた審査期間中に、専門家チームは総局長を通じて強制実施権申請の実体審査の結果を、強制実施権の申請者またはその代理人、および特許権者またはその代理人に通知する。

(4) (3) 項で定められた審査の通知日から遅くとも 30 日の期間中に、専門家チームは特許権者またはその代理人および強制実施権の申請者またはその代理人の説明を聴取する義務がある。

(5) (2) 項で定められた審査期間中に、専門家チームは強制実施権が申請された特許分野の関連機関または関係者の意見を聴取する。

(6) (2) 項で定められた審査期間中に、専門家チームは強制実施権が申請された特許分野の専門家の意見を求めることができる。

(7) 専門家チームは、最多得票により書面で(6) 項で定められた実体審査の結果の決議を取る。

(8) 専門家チームが行った実体審査の結果は、審査の終了から遅くとも 3 日の期間内に大臣に報告される。

### 第 24 条

第 8 条 b で定められた理由による強制実施権の付与の前に、大臣は特許権者との共同で措置を取ることができる。

### 第 25 条



大臣は第 23 条で定められた専門家チームの実体審査の結果報告に基づき、強制実施権申請の認可、延期または拒絶の決定を下す。

## 第 26 条

- (1) 大臣が第 25 条で定められた強制実施権の申請の認可をする場合、大臣は申請者またはその代理人に対して強制実施権付与決定書を与える。
- (2) (1) 項で定められた強制実施権付与決定書は、以下を記載する：
  - a. 非独占的な性質の強制実施権；
  - b. 強制実施権付与の理由；
  - c. 強制実施権付与の根拠となる、信用できる説明を含む証拠；
  - d. 強制実施権の期間；
  - e. 強制実施権者が特許権者に支払わなければならない報酬の額と支払方法；
  - f. 強制実施権の終了条件と強制実施権を取り消すことができる事項；
  - g. 強制実施権の範囲が強制実施権を申請する特許の全部か一部か；
  - h. 強制実施権が譲渡できないことの説明；および
  - i. 公正に関係者の利益を守るために必要とされる他の事項
- (3) (1) 項で定められた決定書の定めは、強制実施権申請の提出日から遅くとも 90 日の期間内に行われる。
- (4) (3) 項で定められた期間は、大臣による延期通知日から最長 12 か月の延期期間を含まない。
- (5) 強制実施権申請の認可、延期または拒絶の大臣決定に対して、行政裁判所に不服を申し立てることができる。

## 第 27 条

- (1) 強制実施権者は、特許権者に報酬を支払わなければならない。
- (2) (1) 項で定められた報酬の額の決定は、実施権契約または同種の他の契約で用いられる一般的な慣習に留意して行う。
- (3) 専門家チームは、以下からの意見聴取の後で、特許権者への報酬の額と支払い方法を提案できる：
  - a. 申請者；
  - b. 特許権者；
  - c. 申請された強制実施権の分野に応じた専門家；および/あるいは
  - d. 利害関係者

## 第 28 条

- (1) 特許権者と強制実施権者が報酬の金額の決定に関して一致できない場合、両当事者は商事裁判所に告訴することができる。

- (2) (1)項で定められた告訴は、大臣が強制実施権の申請を認可してから、遅くとも3か月の期間内に提出できる。
- (3) (2)項で定められた告訴が提出されない場合、特許権者と強制実施権者は与えられた報酬金額の決定を受け入れたとみなされる。
- (4) (1)項で定められた告訴の審理手続は、政府による強制実施権の実施を停止させない。

### 第29条

- (1)大臣は、専門家チームが報告した推薦に基づき、第8条aで定められた強制実施権の申請の認可または拒絶の決定を一時的に延期することができる。
- (2) (1)項で定められた推薦は、インドネシアで商業的にその特許を実施するために、36か月の期間は十分でないとの証拠と特許権者の意見に基づく。
- (3) (1)項で定められた一時的な延期は、大臣による延期の通知日から最長で12か月の期間、与えられる。
- (4) (1)項で定められた一時的な延期は、第8条bおよびcで定められた強制実施権の申請には適用されない。
- (5)大臣は、延期期間の終了日から遅くとも14日の期間内に、強制実施権の申請の認可または拒絶の決定を下すことを定める。

### 第30条

強制実施権付与の決定書は、本大臣規則の分かつことのできない一部となる添付書類に掲載された様式に従う。

### 第31条

大臣は特許権者が既にインドネシアにおける特許実施の延期を与えられている場合、第8条a項で定められた理由による強制実施権の申請を拒絶する。

### 第32条

- (1)大臣は、第25条で定められた強制実施権の認可、延期または拒絶の決定を以下の者に通知する義務がある：
- a. 申請者またはその代理人；および
  - b. 特許権者またはその代理人
- (2) (1)項で定められた通知は、(1)項で定められた決定が行われた日から遅くとも7日で行われる。

### 第33条

- (1)法令の規定に基づいた特許権者の権利を損なうことなく、緊急事態において大臣は以下のた

めに強制実施権を付与することができる：

- a. ヒトに対する疾病の治療のための医薬品の製造；
  - b. インドネシアで製造できない限りにおいて、ヒトに対する疾病の治療のための医薬品の輸入調達；および
  - c. 発展途上国、後発発展途上国の要請に基づき、ヒトに対する疾病の治療のための医薬品の輸出
- (2) (1) 項で定められた緊急事態は以下を含む：
- a. 市民の医薬品へのアクセスの困難；
  - b. 広範に感染が広まった疾病（風土病またはパンデミック）；および/あるいは
  - c. 保険分野の行政行為を担当する省が定めた他の事態

### 第 34 条

第 33 条 a、b および c で定められた製造および輸出入の実施は、TRIPs 協定の規定および本大臣規則の別の規定に基づき行われる。

### 第 35 条

- (1) 大臣は、特許一般登録簿に強制実施権の付与を記録し、以下を通じて公開する義務がある：
- a. 電子メディア；および/あるいは
  - b. 非電子メディア
- (2) (1) 項で定められた記録と公開は、強制実施権の付与決定を定めた日から遅くとも 30 日の期間内に行われる。

### 第 36 条

- (1) 大臣は、第 16 条で定められた強制実施権付与の決定書の謄本を以下の者に送付する。
- a. 強制実施権の申請者またはその代理人；および
  - b. 特許権者またはその代理人
- (2) (1) 項で定められた決定書の謄本の送付は、強制実施権付与の決定を定めた日から遅くとも 30 日で行われる。

### 第 37 条

- (1) 第 36 条で定められた決定書は、決定書の抄本を作ることができる。
- (2) あらゆる人が、(1) 項で定められた強制実施権付与決定書の抄本の申請を提出することができる。
- (3) (2) 項で定められた強制実施権付与決定書の抄本の申請は、総局長に電子的または非電子的に提出できる。
- (4) (3) 項で定められた申請は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従っ

た費用が課される。

### 第 38 条

強制実施権付与の手續の実施において生じるあらゆる費用は、知的財産総局の国家予算に課される。

## 第 III 章

### 特許権者による特許の実施

### 第 39 条

- (1) 特許権者は、インドネシアにおいて製品の製造または製法の利用をする義務がある。
- (2) (1) 項で定められた製品の製造または製法の利用は、技術移転、投資および/あるいは雇用の創出を助けるものでなければならない。

### 第 40 条

特許権者が第 39 条で定められたインドネシアにおける特許の実施ができない場合、特許権者はインドネシアにおける製品の製造または製法の利用の実施を延期することができる。

### 第 41 条

インドネシアにおける特許実施の延期は、理由を添えて大臣に申請書を提出することにより、最長で 5 年の期間が与えられる。

### 第 42 条

第 41 条で定められた特許実施の延期申請書は、特許付与の日から遅くとも 3 年の期間内に提出する。

### 第 43 条

大臣が第 42 条で定められたインドネシアにおける特許実施の延期申請を認可する場合、大臣は特許権者に通知を行う。

### 第 44 条

第 43 条で定められたインドネシアにおける特許実施の延期は、決定の日から与えられ、理由を添えることで延長ができる。

### 第 45 条

本大臣規則の施行が始まる際、以下の規定が適用される：

- a. 本大臣規則の公布前に既に提出され、手続中だった特許実施の延期申請は、特許権者による特許の実施に関する大臣規則 2018 年 15 号に基づいて完了する。
- b. 本大臣規則および特許権者による特許の実施に関する大臣規則 2018 年 15 号の公布前に与えられた特許は、かかる特許実施の延期申請は、本大臣規則の公布の日から遅くとも 3 年の期間内に提出しなければならない。

#### 第 46 条

本大臣規則の施行が始まる際：

- a. 特許権者による特許の実施に関する法務・人権大臣規則 2018 年 15 号（インドネシア共和国公報 2018 年 883 号）；および
- b. 特許の強制実施権付与手続に関する法務・人権大臣規則 2018 年 39 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1787 号）

は撤廃され、無効を宣言される。

#### 第 47 条

本大臣規則は公布の日から施行される。

すべての人が知ることができるよう、本大臣規則の公布をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定

2019 年 10 月 31 日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

（署名）

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにおいて公布

2019 年 12 月 9 日

インドネシア共和国

法務・人権省

法令総局長

（署名）

WIDODO EKATJAHJANA